

# 1861年ドイツ関税同盟営業表について

長 屋 政 勝

## はじめに

19世紀前半のドイツ社会統計にあつて、プロイセンを代表例にしていくつかの領邦国家で営業統計が作成されている。さらには関税同盟結成後、1846・61年の2度にわたり、同盟国全域にまたがる営業表作成も試みられた。これらはいずれも帝国形成後の帝国統計局による本格的な営業調査の前史に属するものといえるのであるが、それらの先駆的意義を認めながらも、社会経済統計としての欠陥を究明しその作成様式の変革を必要とする中から、後に関税同盟統計拡充委員会や連邦参議院での営業統計改正審議会における検討が出てきた。これら一連の検討の結実したものが、センサスとして実施された1882年ドイツ職業=営業調査といえよう。この間、46年関税同盟営業表からみても35年余の年月が必要とされたわけであり、この中で一国社会経済の根幹に触れる経済統計として、営業統計とは何を対象にいかなる様式で作成さるべきかについての深刻な議論が展開されている。

本稿は関税同盟における第2回日の営業表作成、すなわち1861年12月の営業調査をとり挙げ、その作成経過と表構成の特徴、ならびにその歴史的意義を明らかにすることを目的にする。このことにより、19世紀中葉のドイツ社会統計の特質がうき彫りにされ、その近代化を阻害していた要因、逆に近代化のために必要な条件は何であったかが解明されよう。

## I 成立経過

### 1 1861年までのプロイセン営業表

1846年の関税同盟営業表はプロイセン統計局主導の形で作成された。しかし、結果的には作

成当事者にも十分な満足をもたらす統計表を提示しえなかった。なによりも捕捉対象たる営業体に少なからずの脱漏部分があり、表示形式の不統一さと表示内容の不十分さをかかえていたものだからである。さらに編集面でも統計報告書としては十全な体裁を整えたものとはいえなかった<sup>1)</sup>。関税同盟営業表再編へ向けての新たな動きは各国代表の審議の中、1852年から始まる。この検討会議にはプロイセンからは政府代表の他に財務省と商務省から委任された専門家として枢密財務参議官ヘルヴィクが参加する。翌53年の第10回関税同盟総会で、ザクセンとバーデンの関税大使の提案によって営業統計の様式（図式）を検討するための特別委員会が設けられることになる。しかし、その後の経過は表作成のあり方をめぐるプロイセンと他国家との確執のもとで紆余曲折をたどり、第2回営業調査の実施はその後15年をへた1861年12月までずれ込み、さらに統計表の公刊は1864年のことになる。

この間、プロイセンでは毎3年ごとの12月に国家統計表作成のための調査があり、その中で独立の表として営業表作成も継続されている。この事実と実績を背景に、今回の関税同盟営業表もプロイセン様式によるべきことを強固に主張するのが同統計局であり、これが他国家との軋轢をひき起し、15年もの間隔をおく最大の原因となる。では、この間のプロイセンの営業表とはどのような推移をたどって継続作成され、

1) この1846年関税同盟営業表の歴史的 position と構成上の特徴、ならびにその欠陥については、拙稿「ドイツ社会統計と関税同盟営業表」『統計学』経済統計学会、第80号、2001年3月、および「1846年ドイツ関税同盟営業表について」『調査と研究』第21号、2001年4月、を参照されたい。

そこにはいかなる発展がみえたのか。49年表以降、58年表にいたる4度の経験を概括してみると以下のようなことになる<sup>2)</sup>。

1849年表 手工業者部門で16業種、また商業部門では2業種の増加がある。

「農業従事者(主営業/副業別)、また「国家と自治体の公務員(Beamte)」「(6欄)と「金利生活者(Rentier)・年金生活者(Pensionar)」の欄が新設される。

工場表では製造施設16種が増加される。

出版面では7冊におよぶ『1849年プロイセン国家に関する統計表と官庁報告』<sup>3)</sup>(1851-55年)が公刊され、営業表としては、次回の52年度分と一緒にその第V巻に手工業者・その他表、第VI巻Aに工場表が記載されている。国家統計表の公刊は1845年刊行の1843年表来のことであるが、この49年表のそれはこれまでの県別をこえた郡別表示へと詳細化されることで大幅な拡張となっている。

1852年表 機械技工と手工業者で2業種増加。49年表でとり入れられた主営業での農業従事者層がさらに、所有者・その家族身内、奉公人・日雇人へと細分された。この結果、農

業での奉公人と商工業での奉公人の性別を伴っての類別が可能となった。

専ら慈善に頼って生活している「救恤受給者」(Almosenempfänger)欄が新設される。

工場表では織物業と製粉工場に限ってではあるが経営者と職人・徒弟それぞれの数量が記載される。報告書は49年表と同じ題目の1巻本として1855年に刊行される。

1855年表 この年度は、後述する次回関税同盟営業表作成をめぐって、プロイセンと他国家との交渉渦中にあり、その方向が不明な中、前回とほぼ同様の作成を継続する。ただ1点、手工業者・その他表にある船舶運輸業において新たに船舶所有者数が計上される。

報告書は前回同様、1巻本として1858年に刊行される。

1858年表 手工業者部門の就業構成で職人と徒弟が別々に計上される。

救恤受給者に「公的扶助受給者」が加えられる。

「身分団体・騎士領職員、鉄道会社職員」、「自由職業従事者(民間学者・作家・家庭教師・建築監督者・建築請負人・測量技師)」欄が附加される。

農業と商工業での手労働者(Handarbeiter)を区分する。さらに、副業としての農業従事者のもとに雇われている日雇人・手労働者、下男・作男・農事手伝い女が記載され、これらにより農業就業人口とその詳細な階層区分表示が可能となる。

報告書は前回同様、1巻本として1860年に刊行される。

以上の経過から読み取ることのできる傾向

2) 以下、プロイセン営業表の拡大については次の文献による。*Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik Deutschlands 1816-1875*, bearb. von A. Kraus, Boppard a. R., 1989, S. 334, 396, 468, 536, (以下、文中の引用では、*Quellen* と略記する), R. Boeckh, *Die geschichtliche Entwicklung der amtlichen Statistik des Preussischen Staates*, Berlin, 1863, S. 79ff.

3) *Tabellen und amtliche Nachrichten über den Preussischen Staat für das Jahr 1849*, 6 Bde, Berlin, 1851-1855. その第V巻(1854年)として手工業者表、第VI巻A(1855年)として工場表、そして第VI巻B(1855年)として工場表の解説が発刊されている。計7冊におよぶ膨大な報告集となっているが、これは地域区分がこれまでの県別から郡別へと細分されたことによる。しかし、郡別表示はこの時限りで、以降はもとの県別表示に戻っている。

には3つある。①これまでの営業表では無視されてきた非営利分野就業者（公務員や自由職業者）への捕捉網の拡大。これは、営業表の職業調査としての側面の拡大といえる。②農業分野での就業構成——主/副業別（土地）所有者・借地人、およびそれらの家族身内、下男・作男・農事手伝い女、農業労働者（日雇人や手労働者）——の描写。農業就業者はこれまでは手工業・その他表での「奉公人」というカテゴリーの中で、「農業での下男・作男・農事手伝い女」が他営業での奉公人と一括計上されるに終わっていた。このことはそれまでの営業表が商工業を中心としてきたものであったことの反映であるが、徐々に農業での就業者をその階層区分をも含んで詳述することで、Gewerbeの意味を広く産業として捉えなおすものであり、かつ農業分野での職業統計の拡充という側面を併せもつ。だが、農家経営形態・耕地面積・耕作種・使用動力、等々の経営調査としての報知は一切ない。③営業とは無関係な金利・年金生活者や社会扶助受給者といった非労働力人口の営業表へのとり込みがある。これは、①とも併せて明らかに狭義の営業表の枠をこえる動きである。

これらのことは、営業統計を広く産業統計として捉え直し、なおかつ職業分類を拡充してゆくことによって一國人口総体の生業手段別構成面、さらには人口の階級・階層別構成面へも視野を拡めてゆくことを意味する。これは総人口をその生業関係（Erwerbsverhältnisse）別に分類する、つまり国民全体が何によって生計を立てているかを描き出すという、もともとプロイセン統計局の抱いていた構想に沿ったものであろう<sup>4)</sup>。これは、イギリスやフランスの先進国、また一部ドイツ領邦国家（例、ザクセン）にみられる人口調査に際してその調査項目に職業・職業身分別分類をとり入れる方向とは異

なったものである。プロイセン人口調査は一國人口の性・年齢、家庭状況、身体特性、宗派別構成を地域区分の中で表示するものであった。これに対し、同じ人口を就業面から捉え、就業者の場合には産業・職業別および職業身分別構成で、非就業者の場合にはその生活手段とのかかわりで網羅しようとする課題を負ってゆくものがこの広義の営業調査である。この点で人口総体の社会経済的構成=階級・階層別構成把握を可能にするより豊かな報知内容を含むものとなる。少なくともその可能性を秘めたものであるとはいえよう。事実、国家統計表の別資料、すなわち、軍人々口、保健、教会=学校、採鉱・精練・製塩業についての統計表と合わせて、営業表の数量は総人口の産業・職業別構成提示を可能にする最有力資料となっている<sup>5)</sup>。

とはいえ、これら営業表をその作成様式の面からみれば、そこに見るべき進展はないといってよい。つまり、異質な経済部門をかかえたまま、すべての営業体をひとつの統計表の中で連結させ、その記載項目に不統一なものを多く残してきたのがプロイセン営業表であった。46年関税同盟営業表に至り、初めて①手工業者・その他部門と②工場部門が分離されることにはなった。この2部門分割様式はその後の58年表まで維持されている。しかし、雑多な営業の混在という性格はなお強く手工業者・その他表に残り、他方工場表でも大取引をこととする製造施設と工場企業という中で、経営形態・組織面での特徴づけのないまま機械制工場から家内手工業におよぶさまざまな営業経営が一括されている。同じ工場表にありながら、物的施設数をこえた記載項目ではそれが分野ごとに異なってくるという事態を招いている。もともと物的製造と加工・精製にあたる営業体を対象にしながら、手工業ではその就業構成面に、工場では

4) 「営業表は人口の生業手段別分布を提示すべきである」(R. Boeckh, a. a. O., S. 80) というのが統計局長ディーテリチの考えであり、これはホフマンが局長時代の1810年代以降、プロイセン統計局の目指していたものである。

5) 「営業表はいまや軍人々口表、保健表、学校=教会表、鉱山表と一緒にあって、人口の就業 (Beschäftigung) を概括するための資料を提供することになった」(R. Boeckh, a. a. O., S. 80)、また「1858年調査の目的は職業人口の完全な記述を行うことにあった」(Quellen, S. 536)ともされている。

設備面に表示が偏る傾向は以前と同じである。こうした点からみると、営業表として独立した1819年表と較べてその作成様式には本質的な違いはないといえるのである。

## 2 関税同盟営業表に向けて

1846年営業表の後、次の関税同盟営業表作成のための委員会が設立されたのは1853年第10回関税同盟総会後である<sup>6)</sup>。委員会の目的は、営業調査における正確で一様な様式にのっとりた記入・重複調査の回避・総数の完全さ、これらを実現するための指示を起草・提示することにある。これを積極的に提唱したのがザクセンであり、それは46年営業表の経験にかんがみ、営業調査の実施時期ならびに基本命題に関し、すべての国家を規制する確固たる決議が必要であるとする趣旨によるものである。この目的に合致した調査様式(図式)が特別の専門委員会によって検討され、関税同盟に提示されるべきとされた。さらに、プロイセン営業表が——特に織物業分野で——事実とくい違う点を多くもつため、経営実務家や営業専門家にこれらの是正に協力してもらい、表公表以前に彼らの吟味を経るべきとしている。プロイセン統計局長ディーテリチはこれに同意するとともに、調査の時期に関しても——例えば、ザクセン大使からは人口調査を5年おきにし営業調査を10年おきにする、あるいは現行のように3年おきに人口調査を継続させる場合には9年おきの営業調査が望ましいとされ、またバーデン大使からは6年間隔の営業調査の提案もあった——、6年間隔に賛成するとした。これは現地調査当局の

負担軽減と十分な加工期間を必要とするという理由からである。しかし、この期間については、できるだけ新しい営業表を必要とするプロイセン商務省と財務省の反対があった。さらに、ディーテリチが営業表改革に同意するといっても、これはこれまでの調査の書式用紙そのものを改定することではなく、それへの記入にまつわる技術的なものをこえるべきではないとした。というのは、書式そのものの改定はホフマン以来50年におよぶプロイセン営業表との継続性を損ない、その価値を台なしにすることになるからである。しかし、今回は統計局の意をおさえ、プロイセン商務省はその枢密上級財務参議官 G. v. フィーバーンに草案作成を命ずることになった。

フィーバーンの手による新たな営業表は次の3つの部門に分かれた表から構成されている。①農業と手工業者(230欄)、②工場ならびに大取引のために活動している施設と同じく蒸気機関、これまでの工場表に計28業種の増加があり(478欄)、これは例えば亜鉛工場・炭鉱・ガス施設、等々といったものである、③商業、運輸業、サーヴィス営業(旅館経営)、書物取引のための営業、および手労働者と奉公人(120欄)である。これは3部門分割を採ることでプロイセン様式の変更とはいえる。しかし、手工業と工場への区分、商業以下分野の一括、等の点では依然としてプロイセン様式を継承したものである。ただし、すべてにまたがり分類標識はこれまでのプロイセン営業表のそれから離れ、特別委員会用に作成された新たなコードにのっとりたものである。

先に設立の認められ、営業表改革案作成の全権を与えられていた委員会は以下の5名から成っている。v. フィーバーン(プロイセン)、v. ヘルマン(バイエルン)、ヴァインリヒ(ザクセン)、v. シュタインバイス(ヴェルテンベルク)、ミュラー(チューリンゲン)である。これら委員は1854年8月ミュンヘン勸業博覧会時に参集し、22日から27日にかけて6回の会合を重ね、フィーバーンの上記草案を素材にした

6) 以下、1861年関税同盟営業表作成に向けての経過の説明は次の文献による。R. Boeckh, a. a. O., S. 80ff., E. Engel, Die Nothwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik insbesondere der Gewerbestatistik, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 10, 1870, S. 159ff., (以下、文中の引用では、Nothwendigkeit と略記する), Die Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. Dezember 1875 im Deutschen Reiche, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 34, Theil 1, 1879, S. (75)ff. (以下、文中の引用では、Ergebnisse と略記する)

検討の結果、以下の8項目の提案を行うことになった。

- ① ドイツ（関税）同盟国家の営業表、採鉱表、生産表、家畜表のための調査指令（Aufnahmevorschrift）
- ② 手工業者ならびに主として局所的需要のために就業している営業経営者と技工に対する統計表のための記載欄（17分野・315欄）
- ③ 主として大取引のために活動している営業施設（独立工場／家内工業別）、同じく蒸気機関全体および営業目的用に動いている機械力の統計表のための記載欄（20分野・909欄）
- ④ 商業、運輸業、サービス営業、同じく書物取引のための施設と企業の記載欄（9分野・114欄）
- ⑤ 地域営業表（Ortsgewerbetabelle）、工場表、商業表の書式用紙のための説明
- ⑥ 家畜調査のための書式用紙
- ⑦ 関税同盟における採鉱経営、精錬経営、製塩経営での生産報告のための記載欄
- ⑧ 1853年状態での耕作と収穫、土地所有関係と分割状況、同じく農業労働者の賃金、これらの調査のための書式用紙

これをみる限り、フィーバーン草案はいくつかの修正・追加を容れ、上の②、③、④として採用されていることがわかる。修正・追加点とは、農業営業（就業関係）が第1表からはとり除かれている、工場表にはさらに15種が附加されている、家内工業と独立施設内工場とが区別される、工場施設での動力（蒸気力・水力）表示が要請される、3枚の表における就業身分構成で営業経営者——親方ないし管理者（Direktionspersonal）——、労働者、職人と徒弟、さらに家族身内数が表示される、こうした点である。

この提案をめぐる次の公けの討議は1858年の第13回関税同盟総会までひき延ばされた。4年もの間隔が空くのは、この提案をめぐり多くの国家内部・国家間で議論がよび起こされ、とり

わけプロイセン側からするこの提案への強い反対があったからである。

既に草案段階で反対の意向を抱いていたのが統計局のデーテリチであった。ミュンヘンの委員会から提案された改正案にも強い反対姿勢を崩さない。その理由は、歴史的にも旧く、定評あるプロイセン営業表の作成様式が関税同盟営業表の基礎に置かれねばならないとする、これまで通りのものである。当人はその上司である内務相 F. v. ヴェストファーレンの支持をとりつけ、ここに営業表をめぐる一方の統計局・内務省と他方の財務省・商務省の対立が出てくる<sup>7)</sup>。この間の調停がつかないまま、1855年の関税同盟営業表作成は見送られることになる。

解決への動きは1857年9月のウィーンにおける第3回国際統計会議時のドイツ諸国の統計家の集まりから出てくるかとも思えた。ここでドイツのすべての領域を包摂した共通の統計作成の必要性が代表者たちによって確認された。ウィーン会議でのメインテーマは工業統計の整備・工業生産にかかわる営業の分類と配列・営業調査方法にあったが、これとは別にこのドイツ語圏で最初の統計会議の場を利用して、ドイツ諸国家の統計局間に緊密な結びつきをつくりあげることを肝要とするオーストリア商務相 R. v. トッゲンブルクのよびかけに応じ、統計局長 v. ツェルニクを議長にした15国20名の政府代表者による会議が1857年9月7日に開かれている<sup>8)</sup>。ところが、プロイセンからは統計局長の参加はなく、2名が任意参加したに留まった。この会議で採択された統一のための綱領（Programm）が、直前の9月5日にザクセン

7) それまで商務庁（Handelsamt）下にあった統計局は1848年4月17日に同庁が商務省（Handelsministerium）に昇格するに伴い、5月8日その第2局（Abteilung）に位置づけられたが、ほどなく同年7月10日に内務省内の1部局へと編成替えとなった。ちなみに、統計局長デーテリチの後盾となる、時の内務相ヴェストファーレンはK. マルクス夫人イェンニーの実兄であり、政治的には1850年代プロイセン反動期の内務行政を統轄することになった人物でもある。

8) 以下、このウィーンにおけるドイツ語圏で最初の統計家の会合については、E. Engel, Nothwendigkeit, a. a. O., S. 179-181. に詳しく紹介されている。

代表の資格で参加した同国統計局長エンゲルの手によって起草された。これは、分断されたドイツの行政統計制度に新たに統一性をもたらし、それらの間の同盟 (Verein) を築くため、まずは各国統計の同形性 (Gleichförmigkeit) と比較可能性 (Vergleichbarkeit) を確保する必要があるとし、そのためには以下5点の同意が得られなければならないとするものであった。

- ① 官庁統計調査の最重要対象を統一化すること
- ② 事実を調べ提示するための一致した書式用紙を利用すること
- ③ 特定の調査には同じ用語、定期的にくり返される調査には同じ間隔が維持されること
- ④ 調査・総括された事実を公表する際には一致した基本命題を用いること
- ⑤ 官庁統計公刊物一切のみならず、調査・加工書式用紙一切、また統計加工の実施に関する一切の指令の交換を義務づけること  
さらに、各国統計の比較可能性を十全なものにすべく、
- ⑥ 個々のドイツ国家の統計局間で統計比較の分業のための計画を立てること

これは、中央局不在の現状のもと、各国統計局がそれぞれの特定期域 (例えば、オーストリアは国土、プロイセンは人口、バイエルンは農業、ザクセンは工業、ハンザ都市は商業) を分担し、ドイツの全領域にまたがりその概括を可能にする、統一的で比較可能な統計を作成すべきとするものである。

さらに、調査・編纂結果を公表・伝授し、望む者がいつでも官庁統計の成果と関係についての報知を入手できる体制をつくることも必要である。このため、統計局自からが、

- ⑦ ドイツ統計のための官庁による年鑑を発刊すること

そして最後に、多様な形をとって現れる統計と経済資料を体系的に記録し秩序づけ、

- ⑧ 統計や国民経済に関する文献について一般的目録を継続作成すること

これらの提案を含んだエンゲルの綱領は決して強制力をもつものではない。従い、各国代表が自国に帰りそれぞれの政府にこの旨を伝え、提案に対するその回答をひき出すという形しかとれなかった。この会議へのプロイセン側の冷ややかな反応もさることながら、やはり現実の経済と政治の統一をもたないまま、統計の統一化だけが先行することは決してなかった。このプログラムはあるべき統一ドイツでの共通統計の姿を描いたものではあったが、それを実現するための実行力を委員会はもちえなかった。従い、実現されれば次回関税同盟営業表もこれまでとは違った様式で作成されはしたろうが、ウィーン会議での気運の盛り上がり営業調査をリードすることはついになかった<sup>9)</sup>。

関税同盟営業表をめぐる膠着状態は1858年に入り、徐々に打開へ向けて進んでゆく。すなわち、同年8月にプロイセン商務相と財務相が中断されていた営業表の作成を再開するとした。問題は統計局の反対姿勢を崩すことである。フィーバーンは大内閣の後押しのもとミュンヘン案による作成を推進すべしとし、また商務相から1861年にはミュンヘン方式での営業表を作成したいとする内務相への働きかけもあった。しかし、内務相から再考を促された統計局長ではあったが、あくまでプロイセン様式による作成に固執する<sup>10)</sup>。

9) この会議の提言は何らの実効をもたらすものではなかった。とはいえ、これが14年後のドイツ関税同盟統計拡充のための統計家の集まりの「礎石づくり」となっていた、後にエンゲルはこう評価している。E. Engel, Nothwendigkeit, a. a. O., S. 165, 179, 181.

10) ベックのプロイセン統計史によると、ディーテリチ自身の書き残している反対理由は次のようになっている。「私には問題をよく考えるほどに、それだけよりはっきりと次のような考えが固まってきた。つまり、私に定められたプロイセン王国の国家官僚 (Staatsdiener) としての立場にあっては、営業・製造施設のための統計表への新たな提案の企画に対し、自分の賛成意見を表明することは、私の義務と良識に反することになる、と；営業と製造体に関するすべての調査におけるホフマンと統計局の50年以上もの作業がまったく無価値になろうはずもないのだから、いま別に提示される提案の企画には断固として反対しなくてはならない」、「私には50年来存続している統計局とホフマンの多年の仕事との歴史的関連を、他の考え方のために無効とすることはできない」(R.ノ

1858年秋に内閣交替（アウエルスヴァルト内閣の成立）があり、留任の商務相 A. v. d. ヘイトは12月に会議を招集し、新内務相と統計局長を説得すべく枢密上級参議官デルブリュックをそこに派遣した。1859年6月6日から22日の会議において当人と統計局長、これに財務省委員（ヘルヴィク）と内務省委員を加えての折衝が続けられた。同28日にデルブリュックとデーテリチとの間に調印が済み、ここにプロイセン統計局が折れた形をとりながらも、しかしプロイセン修正案を大幅にとり入れた形でミュンヘン案にもとづく営業表作成が承認された。

1861年営業表はミュンヘン案どおり、①手工業者表、②工場表、③商業・その他表の3部門分割となる。46年表の2部門分割をさらに進めたものといえる。しかし、それぞれの表の形式と内容では、1859年のプロイセン修正案を多く採用したものとなっている<sup>11)</sup>。

まず、手工業者表ではミュンヘン案のまゝ、16分野構成としながらも記載欄を当初の315から235へと減じた。工場表が最大の焦点となるのだが、そこでは家内工業や工場での利用動力

、Boeckh, a. a. O., S. 81)。また、エンゲルは内務相あてのデーテリチの反対見解を記録として残している。それによると、「新たに計画され、あるいは工夫されることはまったく不用と思われる。というのは、すぐれた書式が既にここにあるからです。いくつかの国家からここかしこでの変更が望まれるにせよ、それについてなにも述べることはありません。従い、このために正規の会議を命ずることも目的にかなったことは思われません。というのは、50年の経験をふまえ、こちら側の書式は目的にとり完全に有用であることが立証されており、以前の時期との比較を行う中で、表様式はプロイセン国には可能な限りもとのままに留めるということをサポートしなければなりません」(E. Engel, Nothwendigkeit, a. a. O., S. 166)とある。デーテリチの考えでは、すべてのドイツ国家の統計作成はプロイセン様式にならねばならない、ということになる。

11) エンゲルも認めているように、表向きはミュンヘン案を尊重したかのようであっても、事実において1861年営業表はこれまでのプロイセン営業表の枠組みにのっとったものといえる。E. Engel, Bericht über die Verhandlungen der Kommission für die Revision der Vorschläge, betreffend die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reiche, *St. d. Dt. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, S. 1 52. (以下、文中の引用では、Bericht と略記する)。なお、このわずか1ヶ月後の7月29日デーテリチは68歳にて死去することになる。

(蒸気力と水力)、被雇用者層の家族身内についての項目が削除され、織物業の稼動織機がこれまでと同じく採用される等をへながら、当初の20分野・909欄からプロイセン修正案の9分野・702欄へと大幅な削減をみた（「過度の赤字が暴威を振るった」とはエンゲルの表現）。商業・その他表もプロイセン修正案をとり入れて、9分野・114欄を5分野・63欄へ減らした。さらに、ミュンヘン案にあった、⑥家畜調査および⑧農業調査は営業調査としては見送られ、また⑦採鉱・精錬・製塩業の調査は1860年から毎5年おきに別途実施されるものとし、営業調査とは切り離された。このように、3部門分割では譲ったものの、記載内容の点ではプロイセン統計局の意向を多く採用したものとなっている。また、当初の記入欄数の大幅な減少は、これまでのプロイセン国家統計表作成でしばしば問題になっていた、調査時に地方調査機関にかかる過重負担の軽減を配慮してのことである。ここでも修正案が尊重されている。

以上の実施案が1859年第14回関税同盟総会において承認され、61年末に書式用紙が同中央局から各国政府へ送られた。各国からの回収が済み、報告書『関税同盟における手工業者、工場、同じく商業-運輸業の統計表。1861年調査により関税同盟中央局により編纂された』<sup>12)</sup>としてまとめられるのは1864年に入ってからである。この中にカバーされている国家・地域は次の18である。プロイセン王国、バイエルン王国、ザクセン王国、ハノーヴァー王国、ヴェルテンベルク王国、バーデン王国、ヘッセン選帝侯国、チューリンゲン統一国家、ブラウンシュバイク公国、オルデンブルク大公国、ナッサウ公国、アンハルト=デッサウ公国、アンハルト=ベルンブルク公国、リッペ侯国、ワルデック=ピルモン侯国、自由都市のハンブルクとフランクフルト・アン・マイン、メックレンブルク・シュヴェリン大公国内の飛地領。46年営業表と

12) *Tabellen der Handwerker, der Fabriken, sowie der Handels- und Transportgewerbe im Zollverein, nach der Aufnahme vom Jahre 1861*, Berlin, 1864.

較べて包括さではより充実したものになっている。

以下では、この営業表をプロイセン王国のそれを事例にして検討してみるが、これは1861年国家統計表の枠組の中で次の個別統計報告の形をとって公表されている。すなわち、プロイセン統計局の資料集『プロイセン統計』1864年刊の第5号にある「1861年12月3日ないし1862年初めの記録による人口調査ならびに国民記述の帰結」<sup>13)</sup>における、I. 国土、II. 居住地、III. 人口、IV. 土地所有、V. 農業、VI. 家畜、VII. 工業、VIII. 商業・運輸業、IX. 保健、X. 教会、XI. 学校、これら計11の統計表の中のVIIとVIIIにおいてである。まず、手工業者表が「VII. 大小の工業、含・採鉱と精錬」中の「i. 手工業者および主として局所的需要のために就業している営業経営者と技工」として、工場表が同じく「ii. 工場および主として大取引のために活動している営業施設」（さらにこのVIIには「iii. 工場および労働者50人以上を有するその他の営業施設」、「iv. 工業と流通用の蒸気機関」が附随している）として、そして商業・その他表が「VIII. 商業、運輸業、旅館・酒場経営、書物取引のための施設と企業」として提示されている。これは、それより先に一部省略はあるがほぼ同じ内容をもって、プロイセン統計局の機関紙『王立プロイセン統計局雑誌』1863年刊行の第3巻にあるエンゲルの報告「1861年末と1862年初めの統計調査によるプロイセン国とその州の国土と住民」<sup>14)</sup>中で、その統計報告部分として記載されてもいる。

## II 1861年営業表の構成

### 1 手工業者表

これは「手工業者および主として局所的需要のために就業している営業経営者と技工」表である。既述のとおり、これはミュンヘン案にのっとり作成されている。これまでのプロイセン営業表、また46年関税同盟営業表がパン屋、菓子屋、肉屋に始まる手工業種をつなげ増やしてきたものであったのに対し、この61年表では初めて以下の16分野への分類を施している（右端の数字は欄番号）。

- I. 食糧調製（6業種 1-15）
- II. 個人的サービス提供（5業種 16-26）
- III. 営業と家計目的用素材の調製（4業種 27-36）
- IV. 石・粘土・ガラス商品製作者（3業種 37-45）
- V. 建設手工業者（7業種 46-62）
- VI. 機械・水車・車・船舶製造（6業種 63-75）
- VII. 金属労働者（12業種 76-110）
- VIII. 道具製作者（4業種 111-119）
- IX. 紡物と編物調製（5業種 120-130）
- X. 織物仕上げ（3業種 131-138）
- XI. 革商品調製（4業種 139-150）
- XII. 完成衣類調製（5業種 151-168）
- XIII. 木材商品製作者（6業種 169-184）
- XIV. 木材・角・骨・金属・琥珀による小間物製作者（5業種 185-198）
- XV. 芸術表現と装飾品のための営業（9業種 199-217）
- XVI. その他の手工業者と局所的営業（7業種 218-228）

従い、業種総数は91となり、46年表の63種から28種の増加がみられる。この増加は46年表から消失したものを含んでなお、新営業の増加、46年表営業種の複数種への分岐（例、これまでは一緒にされていた大工と船大工が別業種として計上される）が多数あったことの結果である。ここから46年表との対照が難しくなっている。業種の追加を多くかかえた分野は、II（例、浴場所有者、洗濯場所有者、皮剥人）、IX（例、羊毛紡工・羊毛編物職人、亜麻調整人・亜麻布紡織職人・亜麻布編物職人、編敷物・マット製作

13) Die Ergebnisse der Volkszählung und Volksbeschreibung nach der Aufnahme vom 3. December 1861 resp. Anfang 1862, *Preussische Statistik*, Heft 5, 1864, S. 1-50.

14) E. Engel, Land und Leute des preussischen Staats und seiner Provinzen, nach den statistischen Aufnahmen Ende 1861 und Anfang 1862, *Ztsch. d. Kön. Pr. St. Burs.*, Jg. 3, 1863, S. 37-80. (以下、文中の引用では、Land u. Leute と略記する)



者)、XV(例、画師、塗物師、係蹄製作者、建築技師、常設演劇場主、旅役者、等々)、そしてXVI(例、家畜去勢人・害獣駆除者、鋳掛屋、箒職人・藁屋根職人、船人足、等々)といったものである。

扱う素材、完成品、作業内容、等々からみて可能な限り同種の営業をまとめ、これを16分野に整理したということになろう。これまでの手工業者表が脈絡なく業種を並列してきたことに較べると、確かにひとつの進歩とはいえよう。しかし、やはり分類基準のあいまいさは否めなく、経済活動の類似性(Ⅱ、Ⅴ、Ⅵ、ⅩⅤ)、営業目的の共通性(Ⅲ)、原材料なり完成商品の同質性(Ⅰ、Ⅳ、Ⅶ～ⅩⅣ)とさまざまに分かれている。やはり、業種の増加をもたらした原因はこの間の社会的分業の進展、ならびにこれまでは非営業種であったものの営業経営化に求められよう。前者は、例えばⅨ分野に多くみられるもので、それまでは多くが紡織業に附属していた紡物と編物関連の局部的作業が独立手工業として自立化し、これが営業調査の網の中で独立単位として捉えられるようになったのであろう。こうしたものは、確かに46年表の事前に用意された業種分類(計104)に計上されていた。しかし、実際に作成・公表された営業表では独立業種としての記載はなく、その他の中に一括されてしまっていた。今回はその数量の大きさを無視できず、それぞれを独立業種にとり挙げたのである。後者は、例えばⅡにある浴場や洗濯場の経営や、ⅩⅤやⅩⅥに見られるこれまでは非営利的な活動に留まっていた多くの業種が利益獲得活動体へと転化・自立していったことの表れであろう。

なお、関税同盟で認められた手工業者表の欄数は既述したように235であるが、プロイセン営業表ではこれが228へと減少している。これはすぐ後述するように、職人と徒弟とが別々に計上され記載欄の増加があったものの、しかしその増加分をこえて「XⅦ、その他」に挙げられた38業種がプロイセンの場合には7つに制限され、大幅な欄数の減少があったことによる。

61年手工業者表のもうひとつの特徴と考えられるのは、その就業者身分構成であろう。これまでの親方・自前で働く者・免許取得者／職人・徒弟という分類から、親方／職人／徒弟に加え、親方あるいは店主(Principal)／職人／徒弟、また店主／職人／徒弟といったいくつかの違った形が出てきている。親方あるいは店主層にはこれまであった自前で働く者も含まれるが、Principalという用語の採用により、旧来の分類で整理できるものをこえて多様な就業構成が現れてきていることを表現し、ツunft制にしばられない業主層をさらに広範に捕捉しようとするわけである。親方あるいは店主層の計上されている業種としてはⅠの中の穀物・粉・澱粉からの製品製作者、園芸師・花作り・菜園業者が挙げられ、店主層だけあるのがⅡ中の理髪師、髪結い、浴場所有者、洗濯場所有者、ⅩⅤ中の旅役者である。他方の被雇用者の方では、プロイセン営業表では先述のように、1858年表からはこれまで一括されてきた手工業での職人と徒弟が別々に記載されることになったのをふまえ、91業種中42でそれが実施されている。他はしかし、これまでどおり職人・徒弟の一括計上のままである。また、新たに「修繕工」(Flickarbeiter)としてⅤ中の左官、大工にその数量記載がみられる。さらに、手工業での初めての性別区分がⅩⅡ中の仕立屋・コルセット製作者、婦人装身具製作者で行われている。

総じて61年手工業者表は46年のそれを抜本的に改善したものとはなっていない。商業・その他と別に手工業者表が単独にまとめられたこと、19分類を採用したことで雑多な営業を可能な限り同種的なものに類別しようとしたこと、さらにサービス提供(Dienstleistung)という用語を初めて営業表の中にとり入れ、サービス業やいわゆる自由営業といった非物的経済活動にも網が広がられていること、こうした変更もっている。特に最後の点では職業統計としての側面の拡大にはなっている。とはいえ、当初述べたように、46年表以来プロイセン営業表が拡大捕捉してきた農業就業者、奉公人や手労働

者層は今回の営業表からは抜け落ちている。これが手工業者表をして就業者全体の職業・職業身分別構成表としてみなすことのできない理由となっている。

さらに問題なのは19分野分類の妥当性である。例えば、II, III, XV, XVI中にまとめられている業種にはその同種性の点で首を傾げざるをえないものが多分に含まれている。分類基準のあいまいさのために、まとめられた業種間には結果として同種性が確保されていないのではないか、こうした疑問をもたせるものになっている<sup>15)</sup>。

## 2 工場表

これは「工場ならびに主として大取引のために活動している営業施設の表」であり、営業表中最も力の注がれた部分である。既述のように、54年ミュンヘン委員会でも最大の検討を要し、その後の審議においても一番の争点となったところである。当初の委員会案では、工場表は以下の20分野にまたがり、のべ909欄にもおよぶ膨大な統計表として構想されていた(括弧内の数字は業種数)。

- I. 金属生産 (10)
- II. 建築・燃料素材調製 (7)
- III. 食糧手段調製 (10)
- IV. 営業と家計目的用植物素材調製 (8)
- V. 営業と家計需要用動物素材調製 (6)
- VI. 営業、公的・家計目的用鉱物と混合素材調製 (7)
- VII. 陶磁器、ガラス、粘土商品生産 (5)
- VIII. 機械-, 車輛-, 船舶製造 (5)
- IX. 重金属商品生産 (4)
- X. 武器生産 (4)
- XI. 精巧金属商品生産 (5)
- XII. 道具, 時計, 秤生産 (4)
- XIII. 紡績素材の調製, 機械紡績工場, 撚糸工場 (11)
- XIV. 織物工場, 布地-, およびリボン商品マニユ

15) 手工業者表のグループ分けについては、エンゲルによる分類基準のあいまいさに対する厳しい批判がある。

E. Engel, Land u. Leute, a. a. O., S. 80.

ファクチャー 附・稼動織機数 (10)

- XV. 漂白, 染色, 捺染, 光沢仕上げ施設 (4)
- XVI. 装飾商品, および完成衣類マニユファクチャー (7)
- XVII. 木材-, および小間物商品 (8)
- XVIII. 紙, 紙商品, 文房具 (5)
- XIX. 美術品と装飾品 (3)
- XX. 局所的・地域的に限定されたその他の工場分野

I ~ XX 分野までに124業種が挙げられている。この他になおXXにおいて全国各地での特殊的な地域営業が加えられている。また、XXIにおいて蒸気機関が12用途別に馬力数を伴って計上される。さらに、XXIIとして工場施設(工場設備, 副業としての工場, 工場家屋合計), 工場経営者(管理者, 監督者 Aufsichtpersonal, さらに工場商人 Fabrik-Kaufleute と仲介者 Factor), 工場労働者(性別), 経営者と労働者両階級の家族構成員, これらについての総括がある。また, 上記のXV織物業では, この分野にみられる経営形態の違いを考慮して, 独立工場(geschlossene Etablissement)と並んで特にザクセン等に多いとされる家内工業(Hausindustrie)が別に調べられることになっている。

この原案でみる限り, 46年表に較べかなり拡大された統計表ということになる。工場労働者の年齢区分の削除を別にする, 分野の配列, 分野数, 業種に変更と拡張があり, 就業構成面でも経営者層が記載され, さらに工業依存人口をも把握しようとしている。また, 織物業に限ってではあるが, 経営形態別分類を施そうとしている。

しかし, これまでの営業表との継続性を重視するプロイセン統計局側の反対に会い, 先述したように大幅な修正を余儀なくされた。従い, プロイセン統計局としては3分割方式では譲りながらも, それぞれの表の形式と内容の点で自説を貫くことができたということになろう。いわば名を棄て実をとる形で, 61年工場表の作成方向を自分側にひき寄せたわけである。

61年工場表は9分野・517欄から構成され,

その配列もミュンヘン案を大きく変更し、46年表に近いものに戻っている（別掲の工場表の記載事項一覧を参照）。まず、最初の2分野を繊維業にとり、これまで同様、「I. 紡績素材の調製」において羊毛、絹、木綿、亜麻の素材別に工場施設、機械・装置としての紡錘が計上されている。46年表では織物部門におかれていた撚糸・編物糸・刺繍糸・縫糸用工場、絹縫り・絹巻揚げ・絹撚糸施設が今回は正しくこの紡績分野に移され、全体として業種の増加がみられる。ミュンヘン案を容れて、新たに就業面で工場での管理者と監督者欄が設けられ、これによってそれと労働者（46年表にあった14/15年齢区分は除かれ、性別区分のみ）数との対置、紡績就業者数の把握が可能となる。「II. 織物-、布地-、リボン商品マニュファクチャー」でも46年表同様、これを、A. 稼動織機として、まず主営業での素材別織機数が、さらに副就業での織機数も計上されている。それを動かす就業者も以前同様、親方/職人・徒弟の中で捉えられている。すなわち、ここでは手工業形態の営業として織物業をみているわけである。ところが、B. 一切の種類織物と布地工場が亜分野として続き、これまでと同じく、重複記載を承知の上で工場生産にある織物業に限ってその施設と織機（力織機/手織機別）、管理者と労働者の数量を記載している。こうしたやり方はこれまでのプロイセン営業表の特色のひとつなのであるが、今回もこれを踏襲している。すなわち、Aでは「織工の自前用かまたは賃金のためか、また独立工場内か、それとも織工の住居内で動かされているかにかかわらず、すべての織機」が調べ上げられるとされている。従い、ここには独立手工業、家内工場、またマニュファクチャーや機械制工場、これらすべてで利用されている織機がその経営形態の相違とは無関係に網羅されるのである。これに対してBでは、織物の工場として認められるのは「力織機で動かされているか、あるいは少なくとも手織機10台の業務規模を備えたすべての企業」とされ、ここにおける織機は「独立工場内にある織

機のみ」が力/手織機別に計上されることになる<sup>16)</sup>。ここから、工場内の織機ならびに労働者はAとBで二重に計算されることになる。これは46年表と全く同じである。Cでは46年表において独立分野とされていた織物業に類似の営業＝漂白、染色、捺染、光沢仕上げ施設がこの中にとり込められ、分野全体を大きく膨らませることになった。ここでは基本的に工場施設、管理者と労働者が計上され（ひとつの例外としてあるのが、晒布工場での親方/職人・徒弟の就業関係表示）、捺染工場のみで機械・装置欄に捺染機と捺染機が記載されている。この点も46年表と同じである。

続くⅢ、Ⅳ分野では金属素材生産と金属加工・精製にかかわる業種がくる。46年表の金属工場分野に較べ、業種の大幅な増加がみられる。この分野での工業生産の進展を反映したものであろう。機械・装置欄には46年表同様、鉄工場で炉の6区分、鋼工場で炉4区分表示がある。さらに、就業関係では鉄工場、針金工場、鋼工場に限って管理者に監督者を加えた両者の合計数が表示されている。

V～Ⅷの4分野には46年表では製造工場とその他工場に含められていたものが、数を増やし細分類を施されて表示されている。すなわち、「V. 営業、公的および家計目的用の鉱物素材と混合素材調製」では13種にまたがって化学工場とよばれるものがとり挙げられている。石灰焼工場から可燃物工場までは就業関係表示が監督者/労働者、それ以外では管理者/労働者となっている。次に「VI. 営業と家計需要用の動植物素材の調整」では10種に分かれ、同じく化学工場に属するものや動植物質をその素材として加工・精製にあたるものがまとめられている。ここでの就業関係はすべて監督者/労働者で統一されている。

「VII. 木材商品、紙および小物商品」は16種にまたがり、主に木と紙と革を素材とする加工品製造業がとり挙げられている。就業関係表示

16) Ergebnisse, a. a. O., S. (108).

## 工場および主に大取引のために活動している営業施設 (プロイセン王国)

分野と業種	設備		就業者				欄番号
	施設工場	機械装置	管理者	監督者	労働者	親方 職人徒弟	
I. 紡績素材の調製							
a) 羊毛							
1. 手梳き作業場	○		○		◎		1- 4
2. 紡毛糸・半羊毛糸 (ヴィクーニャ) 紡績工場	○	○	○		◎		5- 9
3. 梳毛糸紡績工場	○	○	○		◎		10- 14
b) 絹							
1. 絹巻き揚げ施設	○		○		◎		15- 18
2. 絹糸縫り工場	○		○		◎		19- 22
c) 木綿							
1. 機械紡績工場	○	○	○		◎		23- 27
2. 詰め綿・ランプ芯工場	○		○		◎		28- 31
d) 亜麻, 麻糸, 麻屑							
1. 亜麻と麻糸製造施設	○		○		◎		32- 35
2. 亜麻糸・麻糸・粗麻糸紡績工場	○	○	○		◎		36- 42
e) 羊毛・木綿・亜麻からの撚糸, 編物糸, 刺繍糸, 縫糸用工場	○		○		◎		43- 46
II. 織物-, 布地-, リボン商品マニュファクチャラー							
A. 自前用と賃金用のための稼働織機							
1. 絹・半絹		○				○	47- 49
2. 羊毛・半羊毛		○				○	50- 52
3. 亜麻布		○				○	53- 55
4. 木綿と半木綿		○				○	56- 58
5. 靴下製造		○				○	59- 61
6. リボン織 (亜麻布, 木綿, 羊毛)		○				○	62- 64
7. その他すべての織物		○				○	65- 67
8. 副就業としての織機 (材料の3区分別)		○					68- 70
B. すべての種類の織物と布地用の工場							
a) 羊毛と半羊毛用 (含・毛織物, フランネル, 敷物)							
1. 織物工場	○	Ⓛ	○		◎		71- 76
2. その他の羊毛と半羊毛布地用工場 (含・ショールと絨毯)	○	Ⓛ	○		◎		77- 82
3. 晒布工場	○					○	83- 85
b) 木綿と半木綿布地用	○	Ⓛ	○		◎		86- 91
c) 亜麻布用	○	Ⓛ	○		◎		92- 97
d) 絹・半絹・ピロード・絹帯・ピロード帯商品用	○	Ⓛ	○		◎		98-103
e) ショール用	○	Ⓛ	○		◎		104-109
f) リボン, 打ちひも, 結びひも, 装飾品, 組みひも, 布ボタン用	○	Ⓛ	○		◎		110-115
g) 絨毯用	○	Ⓛ	○		◎		116-121
h) 靴下商品用	○	Ⓛ	○		◎		122-127
i) チュール, レース織, レース用 (含・レース編み)	○	Ⓛ	○		◎		128-133
C. 漂白工場, 染色工場, 捺染工場, 光沢仕上げ施設							
a) 漂白工場							
1. 撚糸漂白と撚糸煮沸	○		○		◎		134-137
2. 布地漂白と漂白用光沢仕上げ	○		○		◎		138-141
b) 染色工場							
1. トルコ赤染色工場	○		○		◎		142-145
2. その他の撚糸染色工場 (木綿と羊毛)	○		○		◎		146-149
3. 絹商品用の撚糸・布地染色工場と光沢仕上げ施設	○		○		◎		150-153
4. その他の商品用の布地染色工場と光沢仕上げ施設	○		○		◎		154-157
c) すべての種類の布地捺染工場	○	Ⓛ	○		◎		158-163
d) 油布・油絹工場	○		○		◎		164-167

<b>III. 金属生産</b>							
a) 鉄工場 (炉の6区分別)	○	①	○	◎			168-177
b) 針金工場	○		○	◎			178-181
c) 鋼工場 (炉の4区分別)	○	①	○	◎			182-189
d) 鉛・銀工場	○		○	◎			190-193
e) 亜鉛工場	○		○	◎			194-197
f) 銅工場	○		○	◎			198-201
g) 真鍮工場	○		○	◎			202-205
h) 錫工場	○		○	◎			206-209
<b>IV. 金属商品工場</b>							
a) 機械工場	○		○	◎			210-213
b) 梳毛機工場	○		○	◎			214-217
c) 麻扱き機, 毛梳き機, ジャガード機, 図型, 等用施設	○		○	◎			218-221
d) 鉄道車輛・その他車輛工場	○		○	◎			222-225
e) 鉄・ブリキ商品, 等工場	○		○	◎			226-229
f) 鋼・刃物商品工場	○		○	◎			230-233
g) 鑄鉄工場, 暖房器具・炊事器具工場	○		○	◎			234-237
h) 武器工場 (銃と白刃)	○		○	◎			238-241
i) 火薬工場, 散弾・銃弾・雷管工場	○		○	◎			242-245
k) 縫い針工場	○		○	◎			246-249
l) 留め針・編物針・鉤状くぎ・留め金・髪針, 等工場	○		○	◎			250-253
m) 金銀商品マニユファクチャー	○		○	◎			254-257
n) 新金・銀工場	○		○	◎			258-261
o) 銅・青銅・真鍮商品工場	○		○	◎			262-265
<b>V. 営業, 公的および家計目的用の鉱物と混合素材の調製</b>							
a) 石灰焼き工場	○		○	◎			266-269
b) レンガ工場	○		○	◎			270-273
c) 石膏粉工場, アスファルト・セメント・Schlemmkreide 工場	○		○	◎			274-277
d) コークス・ガス製造施設	○		○	◎			278-281
e) 化学製品・白鉛・亜鉛華・染料・レーキ工場	○		○	◎			282-285
f) 可燃物工場	○		○	◎			286-289
g) 香料・芳香水・芳香石鹼工場	○		○	◎			290-293
h) 石油とパラフィン工場	○		○	◎			294-297
i) ガラス工場	○		○	◎			298-301
k) ガラス研磨工場	○		○	◎			302-305
l) 鏡工場	○		○	◎			306-309
m) 陶磁器工場	○		○	◎			310-313
n) その他の陶器工場	○		○	◎			314-317
<b>VI. 営業と家計需用の動植物素材の調製</b>							
a) 搾油工場と精油工場	○		○	◎			318-321
b) 皮なめし工場	○		○	◎			322-325
c) 製材工場	○		○	◎			326-329
d) 炭酸カリ, 等煮沸工場	○		○	◎			330-333
e) タール窯および瀝青工場, 松脂油・煤工場	○		○	◎			334-337
f) 彩色革およびエナメル革工場	○		○	◎			338-341
g) 膠工場およびゼラチン工場	○		○	◎			342-345
h) 蠟漂白工場, 蠟燭・蠟商品工場	○		○	◎			346-349
i) ステアリン・オレイン・油酸・蠟燭・石鹼工場	○		○	◎			350-353
k) 骨粉工場骨灰・乾燥人糞肥料・尿酸塩・人造肥料工場	○		○	◎			354-357
<b>VII. 木材商品, 紙および小間物商品</b>							
a) 日傘・雨傘・ステッキ・鞞工場	○		○	◎			358-361
b) ボタン工場	○		○	◎			362-365
c) 家具工場, 木縁と木版彫刻工場	○		○	◎			366-369
d) すべての種類の遊具・箱・小箱工場	○		○	◎			370-373

e) 骨・骨商品工場	○		○		◎		374-377
f) ゴム・グッタペルカ商品工場	○		○		◎		378-381
g) 紙・厚紙製造, 製紙工場	○		○		◎		382-385
h) 壁紙工場, 色紙と金紙工場, 圧縮紙工場	○		○		◎		386-389
i) 封蝋・オブラート・羽茎・鉛筆・鋼ペン工場	○		○		◎		390-393
k) 皮革商品・厚紙細工・紙入れ・名刺工場	○		○		◎		394-397
l) トランプ工場	○		○		◎		398-401
m) 堅厚紙・紙軟塊工場	○		○		◎		402-405
n) 金属・木材・パルプからの漆塗り商品工場, ランプ工場	○		○		◎		406-409
o) 麦藁帽子と藁細工品マニユファクチャー	○		○		◎		410-413
<b>VII. 消費物資</b>							
a) 製粉工場							
1. 水力製粉	○	○				○ ◎	414-418
2. 風力製粉							
α. (ドイツ式) 台付工場	○					○ ◎	419-422
β. オランダ式工場	○					○ ◎	423-426
3. 畜力製粉	○	○			○		427-429
4. 蒸気力製粉	○	○			○		430-432
b) 肉・肉塩漬け工場, 乾燥・貯蔵食糧品施設	○		○		◎		433-436
c) 澱粉・Starkesyrup・糊・麵・サゴ・糊精・Leokom 工場	○				◎		437-440
d) チョコレート・代用コーヒー・チコリーエン・からし工場	○		○		◎		441-444
e) タバコ・巻きタバコ工場	○		○		◎		445-448
f) 甜菜糖工場と精糖工場	○				◎		449-452
g) 濃縮植物樹液 (果物, 甜菜, 等々) 工場	○		○		◎		453-456
h) 酢・木酢工場	○		○		◎		457-460
i) ビール醸造場	○		○		◎		461-464
k) 火酒蒸留場および蒸留施設 (含・農業での副営業)	○		○		◎		465-468
l) シャンペン酒工場	○		○		◎		469-472
<b>IX. 特定分野でただ地域のあるいは局所的に現れてくる他の工場分野</b>							
a) 鉱水工場	○		○		◎		473-476
b) チーズとバター工場	○		○		◎		477-480
c) 琥珀生産	○		○		◎		481-484
d) ぼろ再製紡ぎ糸工場と人造羊毛工場	○		○		◎		485-488
e) 松種乾燥施設	○		○		◎		489-492
f) 光沢板紙工場	○		○		◎		493-496
g) 馬尾毛製品工場	○		○		◎		497-500
h) 排水用工場	○				◎		501-502
i) 絹乾燥施設	○				◎		503-506
k) 上質石 (大理石・瑪瑙) 加工工場	○		○		◎		507-510
l) ベルリンの給水工場	○		○		○		511-513
m) 白リン工場	○				◎		514-517

1) これらの事項が 8 州 (Preussen, Posen, Brandenburg, Pommern, Schlesien, Sachsen, Westfalen, Rheinland) + 2 地域 (Hohenzollernsche Lande, Jadegebiet) 別に表示されている。

2) ○は数量表示のあることを示す。

労働者欄の◎は性別表示のあることを示す。

製粉工場の414-426欄にある◎は職人と徒弟が別々に表示されていることを示す。

①は複数の機械・装置の表示のあることを示す。

出所) Die Ergebnisse der Volkszählung und Volksbeschreibung nach der Aufnahme vom 3. December 1861 resp. Anfang 1862, *Preussische Statistik*, Heft 5, 1864, S. 29-39.

は管理者／労働者と監督者／労働者に分かれている。

以上のⅤからⅦまでには機械・装置欄への記載は一切ない。46年表にはあったガラス工場での炉数表示も消えている。

「Ⅷ. 消費物資」では粉、肉、砂糖、チョコレートやコーヒー、タバコ、ビールや火酒、シャンペン等の食材生産、食糧品と嗜好品製造が11種にまとめられている。このうち、製粉工場ではこれまで通り動力別細分類が施され、水力・畜力・蒸気製粉では機械・装置としてひき臼が計上されている。水力と風力製粉では就業関係がこれまで同様、親方／職人／徒弟となっている。概して製粉業では、工場とされながらもいまだに古い就業関係が残っていることの表れであろう。

以上のⅠ～Ⅷ分野までは調査に参加した関税同盟国全体に共通の工場表の書式である。最後のⅨはプロイセン各州で特徴的な工場経営が挙げられている。この中には上のⅠ～Ⅷ分野のどこかに帰属されるべきものもあるが、共通書式を壊さないため、ここに別掲されたものであり、プロイセンではこれが12種にまとめられたというわけである。修正案ではⅨ分野には58業種が並べられていたが、プロイセンでは12種に制限され、これがために当初の工場表にあった702欄が517欄に減ることになった。

プロイセンでの工場表には2つの附録がある。ひとつは大工場表ともいべきもので、「50人以上の労働者を有する工場とその他営業施設」表として、先の工場表の中から2070が別途とり挙げられ、同じく9分野ごとに施設とその所在場所数、就業面での管理者と労働者合計、その内の工場内労働者（性別）・工場外労働者（性別）、蒸気機関とその馬力、これらの項目の記載がある。プロイセン営業表では以前から各地域で突出した大規模営業体（工場）を特別に調査する伝統があり、これを継承したものである。他の附録は「工場と流通に利用されている蒸気機関」表である。46年表では工場表のひとつの分野としてくみ込まれていたものがここでは

別表として扱われ、この点では43年表の作成様式に戻っている。a) 粗生産、1. 採鉱・精錬・製塩経営、2. 排水・灌漑・農業目的、3. 製材工場、4. 製粉工場、b) 製造、1. 紡績業・織物業・晒布業、2. 機械工場、3. 金属工場、4. その他、c) 運輸業と商業、1. 船舶用機関、2. 機関車、3. その他、この計11使途別分類の中で蒸気機関数と馬力数が表示されている。

以上、61年工場表全体の性格を概括してみると、業種の大幅な増加を別にして、プロイセン営業表に伝統的な考え方、つまり当該地での工業生産の担い手を物的設備の配置という側面から捕捉するという考えにのっとたものであることがわかる。これに、関税同盟総会で採択された工業人口の就業関係にもできるだけ配慮を加えるという方針を加味したものが今回の営業表なのである。依然として工業生産での経営形態・組織や経営規模・内容についての記載は欠落のままである。つまり、物（施設）の配置と人（就業者）の構成が主たる関心事となっている。また、機械・装置面についても、これまでどおり紡錘と織機以外のものについてはごく部分的・断片的な表示に終わっている点でもそれまでの営業表と同様の性格のものである。

工業での就業関係面では新たな展開がありそうにもみえた。多くの業種で管理者と監督者という層が計上されたことである。これは職業身分としてはどのように位置づけされるものか。当時のプロイセン人口調査における職業身分別分類では、工場における人的力（persönliche Kräfte）が次のように分類整理されるものとして構想されていた。雇用主（店主 Principal, 主人 Herr, 業主 Unternehmer, 等々）／被雇用者（技術的あるいは商人としての修養をつんだ監督者、職人と助手、徒弟、労働者、日雇労働者、14歳以下児童）である<sup>17)</sup>。これで見ると

17) E. Engel, Die Methoden der Volkszählung, mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten, *Ztsch. d. Kön. Pr. St. Burs*, Jg. 1, 1861, S. 207. (以下、文中の引用では、Methoden と略記する)。また、1861年営業表作成とも深い関わりをもつことにノ

り、上の営業表でいう監督者とは工場内での技術面の監督者、経理担当専門者、また問屋制にあつて個別生産者を統轄する仲介者 (Mittelperson) としての商人を指すことは容易に予想され、これらはいずれも被雇用者に位置づけられよう。だが、管理者の方はそれが果たして Fabrikant, Fabrikherr, Geschäftsinhaber, 等々とよばれている経営主層そのものに限られるのか、あるいはその代理人・補助人として雇われている層をも含むものかは判然としてはいない。当初は営業経営者として手工業での親方、工場での管理者が挙げられていた。管理者とはここでは経営者とされている。しかし、経営の複雑化に伴い、直接生産者と所有者との間に技術指導者や中間管理者、また業務統率者といった層が介入してくるのだが、これらを捉えるための分類標識が十全ではなく、管理者の性格規定にあいまいさをもち込む結果となっている。このため、「この言葉が雇用主のみにかかわるのか、あるいは管理 (Direction) に関与する被雇用者にもまたがるのかは不明のまま残され、これがために得られた報告の価値が著しく損なわれている」<sup>18)</sup>と評されている。

18) \なつたフィーバーによる大規模営業 (工場) での就業者の営業身分 (Gewerbestand) 分類においては、一方に管理者 (Dirgent) としての工場主 (Fabrikant) およびその代理人、他方に労働者層 (Arbeiterstamm) があり、営業の成長に伴い、それらの中間身分として技術者 (Techniker)・帳簿掛 (Kontoirist)・出納掛 (Kassensführer)・出張店員 (Reisende)・監督者 (Aufseher) が出てくるとされている。ここでは管理者は雇用主、監督者は被雇用者に分類されている。G. v. Viebahn, *Statistik des zollvereinten und nördlichen Deutschlands*, Theil 3, Berlin, 1868, S. 518. しかしながら、こうした営業就業者の身分構成についての考察が営業表そのものの中に活かされていない。資料源にある分類標識による制約であるが、やはり営業表の欠陥のひとつといわざるをえない。

18) E. Engel, *Nothwendigkeit*, a. a. O., S. 172. こうした不明瞭さのため、雇用主と被雇用者との数量比較が不可能となり、このため「1846年の営業統計のみならず、1861年のそれも産業のより以上の社会的契機を考慮することをまったくといっていいほど放棄しているだけに、まことに遺憾に思われる」(E. Engel, *Die Reform der Gewerbestatistik*, *Ztsch. d. Kön. Pr. St. Burs.*, Jg. 11, 1871, S. 392) と批判するのがエンゲルである。

### 3 商業・運輸業・その他表

これは営業表の最後の部分「Ⅷ. 商業と運輸業、旅館経営と酒場経営、書物取引用の施設と企業」表である。46年表では手工業者表と一緒にされていたものであるが、今回初めて独立の部門として扱われている。当初のミュンヘン案では、営業表の第3表として7分野にまたがる細かな業種分類があった。しかし、商業の個別化には際限がなくここは大まかな分類の方が良しとされ、結果としてプロイセン修正案が採用されている。また、ミュンヘン案にあった手労働者層、この部門の営業で生計を立てている人口数の計上も削除されている。

この部門では商業以下、実に多様な営業が連結されており、これは先の手工業者表と工場表がそれぞれの枠内で可能な限り同種の営業をまとめてきた反面、そのいずれにも属さない残りのさまざまな営業がよせ集められた結果である。プロイセン営業表の悪弊が一気に表出した感がある。この部門は以下の5分野に分かれ、それぞれの分野ごとでさまざまな記載項目がある。

まず、その「商業と取引仲介」分野では7業種、a) 独自業務ないしは委託業務を店舗を開かず営む商人、b) 店舗を有した商人、c) 巡回小商人、d) 銀行、貨幣・手形取引、e) 大取引での仲買人 (貨幣・商品・船舶仲買)、保険仲介、f) 小取引での仲買人、貨物発送業・運輸業、g) 競売人・代理人・委託販売人・質屋・雇人貸貸人がとり上げられ、就業関係ではそれぞれに一方の業務所有者 (Geschäftsinhaber) と他方の支配人 (Factor)・店員 (Commis)・帳簿掛 (Buchhalter)・徒弟 (Lehrling) が分けられ、経営主と被雇用者が明確に分離されている (ただし、巡回小商人にはそれはない)。

「船舶運輸」ではa) 海上運輸とb) 河川運輸別に帆船数が積荷能力 (単位 ラスト = 約 4000ポンド) と、また蒸気船数が馬力とともに表示されている。就業面では海上運輸で乗組員数が、河川運輸では船舶所有者と乗組員数が記載されている。46年表に比較すると、船舶が二



分され、河川運輸船所有者がつけ加えられることでより詳しいものとなっている。

「陸上運送」はa) 鉄道とb) 荷馬車・街馬車・旅馬車運送業とに分かれ、それぞれの距離数(単位 マイル)が初めて表示されている。さらにb)においては車力(Fuhrleute)と下僕(Knecht)および馬匹数の記載がある。鉄道が営業表に独立の業種としてとり挙げられたのはこれが最初である。

「旅館・酒場経営」はa) 旅館・居酒屋・宿屋、b) 料理屋主人・飯屋主人、c) 飲屋主人・喫煙室附コーヒー店主・撞球場主に分かれ、その就業関係はa)においては主人(Wirt)と給仕・奉公人(性別)、b)およびc)では業務所有者と召使(Diener)が挙げられ、業種に応じその経営主と被雇用者のよび方にさまざまなものが出てきている。

最後の「書物取引用の施設と企業」は46年表で初めて設けられた分野であった。ここには書物・印刷物に関する製造から販売・サービスにわたる雑多な7業種が一括されている。初めの4業種a) 活字鋳造業、b) 書籍・楽譜印刷業、c) 銅・鋼・木版・その他印刷業、d) 地球儀・地図・天象儀・その他製造施設においては、これらが工場施設として扱われ、その施設と就業面での管理者および監督者/労働者(性別)が計上されている。残りの3つは販売としてのe) 書物・美術品・楽譜販売業、f) 古本屋・骨董商、およびサービス業としてのg) 貸本屋である。e)とf)とでは店主と支配人・帳簿掛・店員・徒弟、g)では店主と奉公人が就業関係欄に記載されている。

以上のように、この商業・運輸業・その他部門には製造から販売・サービスにいたるさまざまな業種が包摂されている。これを反映して、分類標識もまちまちで、後にエンゲルに「統計報告の真の万華鏡(Kaleidoscop)」<sup>19)</sup>と揶揄されるところの性格をもっている。さらには、この表の中に「かなり異質な事物が一時しのぎの

避難所をみい出している；同じようにその表示対象もひとつの統一した記録によって調べられたのではなく、非常にさまざまな調査様式によってもたらされた証しとなっている」<sup>20)</sup>とも批判されている。

### III 1861年営業表の意義

#### 1 エンゲルによる批判

この61年営業表の作成が既に始まっていた1860年3月にディーテリチの後を継いでプロイセン統計局長に就いたのがエンゲルであった。従い、当人は61年営業表作成に直接関わることはなかった。しかし、その結果は自らの責任においてプロイセン国家統計表として局の統計報告集に公表しなくてはならなかった。以前ザクセン統計局時代に46年営業調査の杜撰さを眼の当たりにした経験をもつエンゲルにとり、61年調査に対しても相当の不信の念をもって臨まざるをえなかった。局長就任後、まずエンゲルの手掛けたことは人口調査を近代化する方策＝世帯個票を用いた直接悉皆調査を構想することであった。この中で、一国人口総体を性・年齢、家庭状況、宗派・言語といった属性で調べてゆくことに加え、その産業・職業・職業身別構成の把握が必要であり、これを調査標識にとり入れるべきとしている。このことは既に先進国や一部ドイツ領邦国家でも実施済みのことであり、これにより、国家のすべての住民についてそれぞれがどのような生業によって生活しているかが示されよう。すなわち、「一国の人口全体をその生業関係別に分類することは、統計に対する最も重要な要請である」<sup>21)</sup>。これはある国の国民経済状態の根本的把握にも、その経済的財政的進歩の判断にも不可欠の報知である。本来かかる知識は営業統計の提供すべきものであったろうが、恣意的な職業分野の選定、粗生産や非物的就業分野を除去してきたプロイセン

20) E. Engel, Bericht, a. a. O., S. I 53.

21) E. Engel, Land u. Leute, a. a. O., S. 79, また、「国家のすべての住民を上関係(身分と職業、生業と財産のこと—引用者)から捉えることが必要である」(E. Engel, Methoden, a. a. O., S. 157)ともされている。

19) E. Engel, Land u. Leute, a. a. O., S. 80.

営業表がこの人口の生業（産業）・職業別分布調査という任に耐えることができないのが現状である。そこでこの人口調査に生業と職業関係分類をとり入れることによってその情報獲得を目指すべきというのがエンゲルの考えである。このためには、農業その他の粗生産分野も、公務員や教会・学校・芸術関係の不生産的分野をもすべて含んだ産業別人口構成、就業者についての職種と職業身分別構成が人口調査資料から作成されねばならないとするのである。1861年に提示された見解である。

エンゲルの関心は営業統計そのものにも及んでいる。旧来のプロイセン様式ならびに関税同盟様式の検討を通じ、その特徴と欠陥を明らかにし営業統計の抜本的改革を不可欠のものとなすようになる。後の1870年にはそのための積極的提言を行うことになる<sup>22)</sup>。さらに、その後の1870-71年の関税同盟統計拡充委員会においては営業統計の新方策を検討する小委員会にあって、その講評者(Referent)に就いている。さらに、1875年の第2回人口センサスに附随した営業調査においても、その方針を提示した営業統計検討委員会の報告をとりまとめている<sup>23)</sup>。人口調査のみならず、以上の経過を通じてドイツ営業統計との深いかかわりをもつことになり、その近代化をおし進めた最大の功労者は他ならぬエンゲルであったが、そのそもその発端において局の責任において61年営業表を公刊しなくてはならなかった。とはいえ、その様式と内容に対しては批判的注釈なしには臨めない。これは61年営業表そのものに付けられた「統計表に対する説明と注釈」<sup>24)</sup>に始まる一連のかなり辛辣な批判となって表れてくる。ここで、プロイセン国家統計表、またその中の営業表の功罪

に精通しているエンゲルの注釈を見過ごして先へ進むことはできない。

これまでのような根拠による限り、営業表を3部門に分割することには、「技術的、国民経済的、美的(表示形式のこと—引用者)観点からみて、正当な疑義を禁じえない」とするのがエンゲルの一貫した考えである。ここでは既にでき上がった61年表をまずは受けとめ、そこに内在する欠陥を探し当て営業表のあるべく様式を模索しようとする。

まず、手工業表についての批判。これは独立経営者の数がそのまま営業経営数となっているところであるが、その種類だけがとり挙げられ、規模(Umfang)は問題とされていない。ここから、多くの職人を擁する業主(例、10人以上の職人をかかえる左官や大工)も職人・徒弟をもたない業主(例、靴やスリッパ修繕業)も同一視されている。さらに、親方支配の手工業とされながらも、工場そのものではないにせよ小都市住民の需要をまかなうくらいの力を備えた工場に近い営業(例、製革、石鹼製造、鍋釜・大鎌鍛冶、黄銅・鐘製造、等々の業種にみられる)も混在している。また、サーヴィス業やいわゆる自由職業(例、浴場・洗濯場所有者、楽師や劇場役者)に従事している層が物的生産に従事する本来の手工業と同じ表にまとめることの意味が不明である。

工場表についての批判。同じ営業表でも手工業者表とは性格を異にし、ここでは営業経営ないし営業施設にかかわる。工場といわれるものの中にはさまざまな経営形態(Betriebsform)があるのだが、それは一切表示されていない。ここで、エンゲルの重視するのは工場工業と家内工業の違いである。営業主(親方)とされながら内実は独立経営者とはいえなく、さながら手工業親方と工場労働者の中間に位置するようなものが家内工業の親方といってよい。しかし、工場表では織工すべてが一括されているため、こうした層はここには明示されていない。また、これらが50人以上の労働者を有する大工場調査からもれるのは当然のことである。こうしたも

22) これが、これまでしばしば引用してきた論文, Nothwendigkeit である。

23) これが、これまでしばしば引用してきた報告, Bericht である。

24) エンゲルは1861年国家統計表の公表に際し、あえてその報告の末尾に詳しい注釈(Erläuterungen und Bemerkungen zu den Tabellen)を添え、その欠陥を衝こうとしている。E. Engel, Land u. Leute, a. a. O., S. 79-80.

のは家内工業という形態のもとで、手工業として工場工業とは別掲されるべきであり、しかもその場合そこに用いられる生産手段——布地織機や靴下編機、レース編機——もともに調べられるべきであろう。しかし、現行の工場表によっては、工場工業とは異なったさまざまな家内工業の実態は把握されないまま残される。

46年表同様61年表でも織物業で採られた二重計算のため、工場織機と織工について正しい報知を得る手立てが失われ、工場表の価値を少なからず貶めることになった。これは、調査指令にそもそもの問題があったことであるが、もしエンゲルのいうごとく営業の経営形態分類を基礎においた調査であったなら避けることのできた事態ではあったろう。

商業表についての批判。これは既述のとおり、かなり異質な事物の余儀ない避難所の役割を果たしている部分である。従い、そこに盛られている表示内容はまとまった調査結果からではなく、さまざまな資料源からとりよせた報告の合成という性格を帯びざるをえない。

これらのことを通じてエンゲルがくり返し強調していることは、営業体を大経営と小経営、ないしは工場と手工業に二分するこれまでのプロイセン様式が現実の経済活動を的確に写しだすことができないという点である。両者の境界が微妙であり、その間の移動も生じている。統計調査としてもその間に調査側の恣意的判断が多分に入ってくる。地域ごとに異なったり扱いも起きよう。従い、もはやこの二分法を撤廃する時期にきている。「工業を大経営と小経営とに分けることは一般に勧められない。境界と移行のみならず、変動も極めて頻繁であり、また非常に微妙であり、これがため将来的には何らかの原則にのっとった分割が妥当なものとなることであろう。工業全体をまとめ、雇用主と被雇用者の数別に労働・雇用関係を考えてゆくことよってのみ、しかるべき映像を手にすることになる」<sup>25)</sup>。これまでの恣意的な二分法に

よっては、実際の事例に則してその半分も正しい識別がなされまい。従い、これをとり外し、ひとつの工業があるとみて、それら一切の施設、その所有者ないし業主、職人と徒弟の数を算定することが望まれる。その中で、雇用主と被雇用者、独立業主と独立していない労働者、場合によっては団体組織の雇用主とそうでない雇用主、こうした区分をとり入れてゆくことの方が国民経済的にも社会的にも有意義な営業統計となり、今後この線に沿った作成が追求されねばならない。既に個人によるモノグラフの研究ではこうした方向が開拓されている。しかし、これらはあくまでも限られた報知内容しかもちえず、これを官庁統計全体におし詰め、全般統計的価値をもった報告作成にもってゆく必要があらう。

以上のように、エンゲルは機会あるたびにプロイセン工場表の二分法を批判し、その撤廃を主張することになる。両者の境界が定かではなく流動的であり、そこに恣意的な線引きが入りこむ。事実、手工業といわれているものの中に工場生産があり、他方工場とされながらも手工業生産に留まっている営業があり、特にそこで大きな比重を占める家内工業という経営形態が浮かびあがってこない。同じ工業生産に属しながら両者の表示内容が異なる点にも納得がゆかない。あるのはひとつの工業生産部門であり、そこに属するすべての営業体を統一的な分類項目——経営形態・組織、規模（就業者数）、雇用関係（就業者の身分構成）——でもって調べてゆくべきとするのである。これは、統一的産業分類と職業・職業身分々類を用意して、営業体に対する全数調査の必要性を訴えるものとなっている。

## 2 歴史的 position

ミュンヘン案として提示された関税同盟営業表は農業や畜産、採鉱を含んで広く産業統計として構想されていた。しかし、これまでの営業

25) E. Engel, Methoden, a. a. O., S. 207, の脚注にある、これまでのプロイセン営業表の工場区分に対する批判ノ

＼的コメントである。

表との継続性を主張するプロイセン側の反対のため、3分割方式を採用したものの個々の表の表示形式と内容の点では46年営業表、従ってまた旧来のプロイセン営業表に近いものへ戻ってしまった。ウィーンの統計会議時に盛り上がったドイツでの共通統計への気運も、実際の諸国家間の勢力対立とその中でプロイセンの優位の前には実りある成果をもち出すことができなかったといえる。

粗生産以後の物的製品の製造と加工・精製部門、ならびに販売・流通・仲買・信用部門、運輸部門、そしてサービス部門、これら商工業での活動を対象にして、営業体の地域(県)分布をまず掴み、さらにその物的設備と就業構成の両面を可能な限り詳述しようとするのがプロイセン営業表であった。従い、これは当時の一国商工業での生産力と生産関係についての報知を提供してくれる最も貴重な経済統計ということができる。しかし、これを十全な形で展開しえなかったところに、帝国形成以前の営業調査の限界があったとみることができる。統計作成の社会的条件はエンゲルのいうような、悉皆集団観察として営業調査を実施できるほどには熟してはいなかった。

やはり、工業生産の担い手を初めから手工業と工場に分け、しかもその分類基準を営業体のまかないうる取引・需要の大小においたことが、営業表にまつわるその後のあいまいさと狭隘さのもとになっている。これが次第に進展してくる工業化の実態にそぐわなくなってゆくことが指摘されよう。手工業者表はもともと都市内手工業に関する調査から出てきた。特定顧客や当地での需要に応える程度の生産・販売量しかもたないものが手工業とされ、その生産方面には関心が向けられず、専ら就業者の人数と身分構成面に表示が偏っていた。他方、工場表では物的設備(工場施設と機械・装置)、つまり生産方面への表示が重きをなしていた。しかし、この工場施設というもとの、独立工場のみならず問屋システムにくみ込まれた手工業での生産単位も包摂されていた。生産レベルで営業をまと

めるのか、それとも流通・販売関係から営業を区別するのか、この混乱が最後までつきまとう。

営業の自由のもとでツunft制が弛緩し、またこれまでの都市と農村の壁が崩壊するに伴い、農村での商工業の輩出・大量の零細営業体の族生・手工業者層の賃労働者への転落、逆に手工業から工場生産への展開・資本制企業の進出、こうした現象が出現してくるのだが、それらに対してはもともとが就業者統計である手工業表では対応不可能となる。親方と自前で働く者の数を営業経営そのものの数とみなし、他方の職人・徒弟数と合わせて手工業の盛衰を測ることが可能な段階ではなくなっている。他方で、工場表の方でかかる新たな進展を捕捉できる枠組みを用意しているかといえば、これも疑問である。工場という中に機械制工場以下のさまざまな経営形態が混在しているのだが、これを不問にしていることは既述の通りである。その弊害の端的な表れが、農村家内工業としてある手工業生産者の広範な存在(特に織物業において)を前にして、これを区別せず他の工場織工と一緒に工場表にくみ入れることにより、工場職工をして一度は手工業者として、次には工場内労働者として再度計上するという、統計表にはあってはならない記載方法を採用したことにみられる。プロイセン営業表に伝統的な織機そのものの物的配置=各県でそれぞれの織物製品用に何台の織機が稼動しているかを調べることに固執した結果であり、そこではどのような生産様式と経営形態・組織のもとで織機が所有・利用されているかへは関心が向いていない。

工業生産の担い手をその取引量の多寡を不問にしてまずは同種的な構成単位として悉皆網羅し、次いで製造分野と営業形態別分類を前面に立てて全体をより同種的な部分集団に分割し、そのうえで各部分集団に特徴的な就業構成と物的設備に関するしかるべき分類標識をとり入れてゆく、可能ならば経営規模や経営内容についての項目もセットする。こうした全数調査と多標識調査への方向転換なしには営業統計の近代化がありえない。このことを61年営業表は提示

している。だが、これは前回46年表の既に立証していたことでもあり、61年表はこのことを追認したものとなる。こうした点から考えると、やはりエンゲルの上述の批判は正鵠をえたものといわなくてはならない。ホフマンやディーテリチ時代のプロイセン統計局のもとでの国家統計表および営業表がもはや社会経済の生きた映像としてはその任に耐えず、歴史的役割を終えつつあることをエンゲルは鋭く指摘しているのである。

最後に、資料源について若干考察しておこう。46年表と同じく61年表にも共通した欠陥として指摘されるのが調査されるべき営業体の脱漏部分が大いである。モルゲンロースはそれを関税同盟全領域に対して組織 (Organization) が十分に編成されていないことに原因であり、このため比較的貧弱な報告しか提供できなかったとしている<sup>26)</sup>。ここでいう組織とは当該地で営業表への記入を担当しなくてはならなかった行政機関の担当部局のことであると思われる。営業調査のために特別の機関が各地に設けられたわけではない。これまで同様、在地官庁の一般業務の末端に位置づけられ、関税同盟中央局から届けられた書式用紙の欄に、多くは既成の業務資料からの転記により、一部複雑な組織 (問屋システム) では特別の調査結果にもとづき記入がなされていた。この末端行政当局の営業調査へのとり込み方、その協力姿勢に不十分さがあり、ために充実した報告が得られなかったというのがモルゲンロースの批判であろう。また、エンゲルは61年調査の終了後、プロイセン各地でどのような調査が実施されたかをアンケート調査によって調べたという。それによると、調査方法の大部分は旧いやり方によ

たものであるが、それが実に雑多なものであることが白日のもとに曝されたとしており、このため「1861年のものも含めて以前得られた数量の信頼性と比較可能性への信用が大きく低下した」とも、「これらによって1861年に対する出版物もまた残念ながら比較的劣った内的価値しか有さない」<sup>27)</sup>ともされている。

ここで「旧いやり方」というのは、既成の業務資料によって統計報告を作成する方式を指す。営業調査で利用される業務資料としては営業税記録があり、これを補完するものとしては階級税記録がある。19世紀90年代に入るまで、プロイセンの営業税は後に多くの補完や修正をとり入れながらも、基本的には1820年税制改革の一環として5月30日に発令された新営業税法に拠っていた。この税制改革は国家財政収入の安定・確保をめざし、都市住民に対する消費税として穀物税と屠畜税を全国132都市に課し、その他の小都市と農村の住民にはその代替・補完物としての階級税を直接税の形で課すものであった。これは都市には間接税、農村地区には直接税という旧来からのプロイセン税制の二元構成を踏襲したものであり、大都市における身分制の崩壊と多様な階級・階層の錯綜、農村部での根強い身分制の残存という事実を背景にした税制である。それら両税のさらなる補完として全土にまたがり、直接税の形で土地所有者に対する地租と営業経営者に対する営業税が定められた。ここで新たに営業税は納税可能な営業のみに課せられるものであり、営業開始の前ではなく営業経営の結果に対する収益税の性格をもつことになった。これは、かつてのプロイセン改革の中でおし進められてきた営業の自由化を継承するものである。つまり1810年11月の勅令によって、6階級に分かれた営業税 (1～200ターレルに及ぶ) の中から該当する額を納め営業鑑札 (Gewerbeschein) を獲得することで、だれでも自由に営業を始めることが可能になった。このことにより、農村部での商工業経

26) こうした面からみて、モルゲンロースは本来的な営業調査は帝国形成後の職業=営業調査まで実現しえなかったとし、これまでにない規模をもったこれら2度の関税同盟営業表ではあっても、その成果は「どちらかという貧弱であった」(W. Morgenroth, *Gewerbestatistik, Die Statistik im Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, S. 218) とみる。

27) E. Engel, *Nothwendigkeit*, a. a. O., S. 172-173.

営を禁じ、都市と農村の経済活動を分断してきたこれまでの制度が撤廃された。新営業税法は営業税を鑑札入手の条件とみず、課税対象を一定の収益をもち納税能力を備えた営業主のみに限ることで、この営業自由化をより推進させるものとなる。

20年営業税法はまず、その対象範囲を11クラスに分類する<sup>28)</sup>。すなわち、「特に富んでいる」とみなされた業種、A. 商業権を有した商業、B. 商業権なしの商業、C. 旅館・料理屋・酒場経営、家具つき室貸業、D. パン製造業、E. 屠畜業、F. ビール醸造業、G. 火酒蒸留業、H. 手工業、J. 製造業、K. 船舶運輸業、荷馬車運輸業・貸馬業、L. 巡回営業、がとり挙げられる。次に、営業での「需要に対する殺到度」を人口規模によって秤量できるとし、全国を4地区に区分する。すなわち、1. 10大都市、2. 住民6000人以上の133都市、3. 最低1500人の住民を有する355都市、4. その他すべての都市と農村、である。この業種クラスと地区々分を組み合わせ、上のA・B・C・Hのクラスにおいてはそれぞれに1～4段階の、またD・Eのクラスには地区々分3と4に対してのみ(地区1と2は穀物税と屠畜税の課税対象となっている)、2段階の標準税率(Mittelsatz)ならびに最低税率が定められ、それに当該地での営業経営者数が乗じられることでそれぞれの都市ならびに郡の納税総額が決められた。さらに、その他のF・G・J・K・Lのクラスでは、「外的標識」による税率査定がおこなわれた。ここでいわれる外的標識というのは営業で用いられている特徴的な原材料、動力や機械・装置

28) 1820年営業税法については、以下の文献を参照のこと。  
W. v. Oesfeld, *Die Gewerbesteuer-Verfassung des Preussischen Staates in ihrer neuesten Gestaltung*, Breslau, 1877, S. 9ff., G. Strutz, *Der Staatshaushalt und die Finanzen Preussens*, Bd. 1. 4. Lieferung, Berlin, 1902. S. 1081-1084, K. Th. Eheberg, *Gewerbesteuer, Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Aufl., Bd. 4, 1927, S. 1070, R. Grabower, *Preussens Steuern vor und nach Befreiungskriegen*, Berlin, 1932, S. 551ff., 野津高次郎『獨逸税制發達史』有芳社, 1950年, 109-111ページ, 佐藤進『近代税制の成立過程』東大出版会, 1965年, 241-242ページ。

のことであり、その種類と数量によって税額が決められることになった。例えば、F. ビール醸造業では麦芽、G. 火酒蒸留業ではひき割り(麦)の消費量が課税標識に採られている。こうしたものが営業表作成と強く関連する記録ということになる。

この点につき、いまし詳しくみてみよう。上記のJクラスには製粉業(Müllerei)とその他の製造工場(Mühlenwerke)が一括されている。製粉業ではこれが使用動力別に、水力製粉ではひき臼、風力製粉では工場の構造(ドイツ式/オランダ式別)、畜力製粉ではひき臼1台分、蒸気力製粉では使用機関の馬力が査定基準におかれている。また、搾油工場では圧搾機、製材工場では鋸杵が標識に採られている<sup>29)</sup>。さらに、Kクラスにある船舶運輸業では船の積荷能力(単位 ラスト)、陸上運輸では馬匹が外的標識とされている。これらの標識については具体的数量が当該営業体ごとに調べられ、課税台帳に記録されることになる。工場表にある上の一連の業種で採られた分類標識と対比すれば、この課税記録にある項目がそのまま営業表の記載事項に転化していることが理解できる。課税のための査定項目の多くが統計表の表示項目にリンクしており、従い営業表の表示内容というのは営業税台帳にある記録によって基本的に制約されたものといわざるをえない。

さらに、業種クラスのひとつにH. 手工業がある。ここで手工業の課税対象は単に賃金のためかあるいは注文に応じて働くのではなく、完成品の在庫(Lager)をもち成人の職人または徒弟を2人以上かかえている層に限定されている。手工業については就業者が問題であり、その物的側面(製造場や使用動力、機械・装置)は不問にされており、またなによりも問題なのは多くの零細業主——特に副業として営まれている、織機2台以下の織物業は免税対象とされる——や職人・徒弟をもたない自営業者層が

29) ただし、関税同盟営業表ではこの搾油工場での圧搾機、製材工場での鋸杵種についての表示項目は採用されていない。

この記録には上ってこないことである。プロイセンの、また46年関税同盟の手工業者表にみられた偏った表示内容はここに原因をもつものであり、また手工業者層を全体的に網羅することは当初から不可能となっている。ここに人口調査による職業・生業関係項目で把握された数量と営業表でのそれとの大きなズレの発生する原因がある。46年調査時にザクセンでみられ、エンゲルを驚愕させた営業調査と人口調査それぞれにおける就業者数量の大きな乖離がそれである。この住民リストは営業調査では利用されなかった。

営業税率の査定は当該都市の納税協会と農村部での郡庁によっておこなわれ、行政当局には個々の納税者の割当て分が記載された台帳が保存されることになる。中央から在地当局に降りてきた営業調査用の書式用紙への記入はこの記録資料にある数量を転記することで済む。もともと書式そのものが営業税記録にあわせて作成されていたと思われる。つまり、営業表というのは営業経営を種類・規模にかかわらず悉皆把握するものではなく、各地に特徴的で課税対象になりうる営業体を課税査定項目において捕捉した結果をそのまま統計資料に転用したものであった。この結果、営業表の内容は終始この税記録の内容によって規制され、その枠をこえることはできなかった。しかし、この記録はあくまでも税務行政用のものであり、従いその悉皆（網羅）性や記載事項からみて、集団の規模と特徴を把握するという観点＝統計的観点に照らした場合、不十分な点を多くかかえざるをえない。経済学的また統計的にみて有意義な標識の多くを税務記録に求めることには初めから無理があるからである。

これらのことは、旧プロイセン時代からの歴史をもつ営業表ではあるが、作成様式と資料源のいずれにおいてもその限界につき当たり、歴史的使命の点で、その終焉段階をむかえつつあることを意味する。重商主義政策のもと各地での代表的な商工業施設を捉えその育成を計る、またなによりも営業税の徴収対象を確定する、

こうした政策目的用の基礎資料獲得のために実施されてきたのが営業調査であった。この性格を19世紀半ばまでも引きずってきたのがプロイセン営業表なのである。これを社会的集団の規模と水準、構成と変化に関する信頼性と正確性をもった数量把握とみなすわけにはゆかない。関税同盟というプロイセンの枠をこえた広域ドイツを対象範囲にした営業表ではあったが、枠の拡大は内容を改革する契機とはなりえなかった。

### おわりに

商工業での経済構造を把握するうえで、プロイセン営業表の枠組みでは対処不能である。このことを初めて立証したのが46年営業表であった。15年の間隔をおいて作成されることになった61年営業表にこの面での改革が望まれたことではある。1854年のミュンヘン案はそれを少なからず志向したものであったが、大きく後退した形で実際の61年営業表作成を迎えなくてはならなかった。61年表にもいくつかの部分的改善の跡（3部門分割や工場部門での就業関係描写）はあるものの、作成様式の基本はプロイセン営業表のそれを踏襲したものに終わっている。この営業表は、そもそもの構図からして一国住民全体の職業統計とも営業全体の産業統計ともなりえなかった。粗生産や非営利的部門を当初から排除することで、商工業、特に製造業を調査の主対象におきこれを手工業と工場という別々のカテゴリーによって整理しようとした。ここから、同じ工業生産を担う営業を対象にしながら、前者では就業関係、後者では物的設備面へとその調べる方向に二義性が出てきてしまった。2度の関税同盟営業表で工場部門にも就業関連事項をとり入れたことで、わずかながらこの面での前進はあった。しかし、これも抜本的な改革をひき起こす契機とはならなかった。

営業表にあるこの二義性をとり除き、確実に信頼できる資料源を確保しない限り、職業統計にせよ産業統計にせよ、営業統計の十全な展開は望めない。61年営業表は改めてこのことを確

認させた。当のプロイセン統計局もエンゲルをその指導者に迎えた1860年代以降にはこの点を明確に自覚させられることになった。

一国の経済統計として営業表を変革してゆく途は、まずすべての営業経営に対する悉皆調査を実施してゆくことに始まろう。これにはさらに2つのやり方がある。ひとつは、初めから営業調査に限定し、各地での在地当局が商業会議所や工場委員会、農業団体と協働するもと、経営体(単位)の事前の確認(照査)を入念に済ませ、経営をくまなく枚挙し、その産業別・経営形態別分類、そしてその物的・人的構成を調べてゆく方向である。これは既述のエンゲルの場合には工業統計において追求しようとしていたものである。いうならば、農業、工業、商業・流通業、サービス業、等々の個別産業統計の開拓・確立ということになる。そして次にあるのは、より入念でまた労力を要するがしかし実際にも採用されてゆくことになる職業=営業調査の方向である。これは、①まず全世界帯を対象にした世帯構成員の職業調査を実施する、

②このうち営業経営者を選別し、当人の主宰する経営体の営業分野・種類、経営形態・経営内容、物的・人的編成、等を別の調査票によって調べてゆくものである。

いずれの方向をとるにせよ、それらは世帯あるいは営業体に対する全数調査の形を採らねばならない。根拠となる法律、照査票、調査要綱と実施指令、個別調査票と整理・集計票、こうしたものをもって臨まねばならない調査である。このような世帯個票をとり入れることによって全数調査を実施し、いち早く近代化をおし進めてゆくことになるが1860年代後半以降の人口調査であった。これに反し、営業調査では対象把握の複雑さに制約されこの歩みは遅々としたものとならざるをえなかった。すなわち、関税同盟統計拡充委員会での営業統計に対する根本的な見直しに始まり、帝国形成後の第2回人口センサス時での営業調査の失敗をへて、1882年6月の第1回ドイツ帝国職業=営業調査の成立までという、爾来20年の期間を必要とするものであった。